生協制度見直し検討会

第6回(H18.10.30)

資料2

これまでの議論の整理(案)

※ 本資料は、これまでの検討会における議論及び事務局からの説明等を踏まえ、事務局でとりまとめたものである。

Ⅰ 組織・運営規定

1 基本的な考え方

- 今日の生協の事業規模、社会的責任にかんがみ、組織・運営規定を整備する 必要がある。
- 見直しの際の考え方としては、組織における意思決定の自由度を拡大する一方、自己責任の徹底、第三者による監視機能の強化を行うこととなる。また、一定範囲内での行政の関与が必要である。

2 員外監事の設置の義務づけ

- 組合員でないことを員外監事の要件とすると、事業を利用していない者を監事にしなければならないことになり、また、地域生協においては、組織率が5 割に及ぶ場合もあり、組合員以外の監事を設置することは困難な場合があるのではないか。
- 生協の経営や組合員としての関与を持たない専門的な者による監査を求める との員外監事の趣旨から、設置を義務づけることについて、どのように考える か。

3 常勤監事の設置の義務づけ

○ 一定規模以上の生協には、常勤監事の設置を義務づけるべきではないか。

Ⅱ 購買事業

1 基本的な考え方

○ 員外利用規制や県域規制の見直しに当たっては、生協の本旨やその公共性・ 公益性と見直しの必要性とのバランスをとりながら、見直しを行う必要がある。 また、生協が、その公共性・公益性を発揮するための基盤整備を行うことも必 要である。

2 員外利用規制

- 生協は、一般消費者の相互扶助組織であるという基本的考え方に基づき、員外利用の許可制度を維持し、可能な場合を法令上個別具体的に限定列挙するという考え方と、定款に定めれば許可なく2割の範囲内で員外利用を認めるという考え方があるが、どのように考えるか。
- 災害時の緊急物資提供等の公共政策の観点から必要となる場合など、一定の場合について員外利用を可能とすべきではないか。
- 員外利用規制の見直しを検討するに当たり、他の協同組合と生協の性格の異同についてどのように考えるか。

3 県域規制

- 広域で生活圏や生協の活動範囲をとらえて問題なく、組合員サービスの向上 にもポジティブに働くことから、県域規制を見直して問題ないのではないか。
- 生協の区域の範囲を拡大するに当たって、「一定の地域による人と人との結合」という生協の本旨を踏まえ、一定の範囲を限って都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとしてはどうか。
- その場合、「一定の地域による人と人との結合」という生協の本旨と、合理的な事業実施のためのエリアとの関係で、具体的な区域の範囲をどのように考えるか。

Ⅲ 利用事業

1 基本的な考え方

○ 少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化が進む中で、介護など福祉に関する組合員ニーズを受けて、地域で支援が必要な人をコミュニティで受け止め、 支え合うため、福祉事業と福祉活動を両方育てていくことが必要である。

2 医療・福祉の非営利性の徹底

- 医療の非営利性など医療・福祉の性格や生協の性格にかんがみ、生協が行う 医療・福祉事業についても、その非営利性を高めるために、対象事業を医療・ 福祉ごとに特別の会計として区分して経理し、各会計から他の会計への資金移 動を行わないこととすることのほか、
 - ・対象事業に係る剰余金の割戻しを禁止する
 - ・対象となる事業の残余財産の帰属先を制限する

との措置を講ずるべきではないか。

○ その場合、共通の資産や経費を分離して経理することが必要であるが、実務 的に可能か。

3 剰余金の使途たる事業の拡大

○ 生協が実施する事業のうち、福祉事業には購買事業とは異なる性質があることを踏まえ、組合員による福祉活動を推進するための手段を講じることが必要である。

IV 共済事業

1 基本的な考え方

- 生協共済と保険には一定の差異が認められるものの、破綻時に契約者に与える るリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要である。
- 協同組合の特性を今後とも維持、発展していけるよう、他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら、法改正を行うことが必要である。

2 契約者保護に関する規制の振り分け

- 高度な規制とそうでない規制を行う場合には、加入者に自己責任で損失を負担させてもいいか(少額かどうか)、実質的な自治が機能しているかという視点がある。
- 共済制度の見直しに当たっては、他の協同組合法にならうこととするが、生協の特質を踏まえ、特に配慮すべき点はあるか。具体的には、兼業規制について、生協が総合的に事業を実施していることや組合員のニーズに応えて事業を実施していることについては、どのように考えるか。

V その他

- 職域生協と地域生協の混合組合を認めるべきではないか。
- 大学生協において、学生は、大学という職域の附近に居住する者として組合 員になっているが、本来の組合員として位置づけるべきではないか。